

新旧対照表

○製菓衛生師法施行細則

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(試験)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号の受験資格を有することを証明する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第5条第2号若しくは法附則第2項に該当する者又は法附則第3項の規定により学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者とみなされる者(省令附則第2項第6号に該当する者を除く。)にあつては、製菓衛生師試験受験資格職歴書(第3号様式)</u></p> <p><u>(3) 法附則第3項の規定により学校教育法第57条に規定する者とみなされる者(省令附則第2項第6号に該当する者に限る。)にあつては、同号の規定による認定を受けたことを証明する書類及び製菓衛生師試験受験資格職歴書</u> (削除)</p> <p>4 前項第1号に掲げる卒業証書の写しを提出する際には、当該<u>卒業証書</u>を提示しなければならない。</p> <p>5・6 (略) (提出書類の経由)</p> <p>第10条 政令の規定により知事に提出する書類(法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設に係るものを除く。)は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。<u>ただし、住所が県外にある場合は、この限りでない。</u></p> | <p>(試験)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項第1号の受験資格を有することを証明する書類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 法第5条第2号に該当する者にあつては、試験を受けようとする者が在学していた学校の卒業証明書若しくは卒業証書の写し又は修了証明書若しくは修了証書の写し及び製菓衛生師試験受験資格職歴書(第3号様式)</u></p> <p><u>(3) 法附則第2項に該当する者にあつては、製菓衛生師試験受験資格職歴書</u></p> <p><u>(4) 法附則第3項の規定により学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者とみなされる者にあつては、試験を受けようとする者が在学していた学校の卒業証明書若しくは卒業証書の写し、修了証明書若しくは修了証書の写し又は省令附則第2項第6号の規定による認定を受けたことを証明する書類及び製菓衛生師試験受験資格職歴書</u></p> <p>4 前項第1号、<u>第2号又は第4号</u>に掲げる卒業証書の写し<u>又は修了証書の写し</u>を提出する際には、当該<u>卒業証書又は修了証書</u>を提示しなければならない。</p> <p>5・6 (略) (提出書類の経由)</p> <p>第10条 政令の規定により知事に提出する書類(法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設に係るものを除く。)は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならない。</p> |